



日向市公告第 66 号

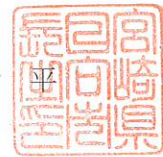
公 告

次の森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 13 日

日向市長 十 屋 幸



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
R5-1	東郷町山陰 松ノ下 乙 1 2 7 2 番 1	7-ア-15、16、 21、22-1	山林	1.42 (施行面積 0.35)	5 年	切捨間伐

2 縦覧場所 日向市ウェブサイト

3 本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。